

国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法要綱

第一 目的（第一条関係）

この法律は、国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号、同理事会決議第千三百七十三号その他の同理事会決議が国際的なテロリズムの行為を非難し、国際連合の全ての加盟国に対し当該行為を防止し、及び抑止するために当該行為を実行し、又は支援する者（以下「国際テロリスト」という。）の財産の凍結等の措置をとることを求めていることを踏まえ、我が国が実施する当該措置について必要な事項を定めることにより、外国為替及び外国貿易法による措置と相まって、我が国が当該行為を防止し、及び抑止するための国際社会の取組に積極的かつ主体的に寄与し、もって我が国を含む国際社会の平和及び安全に対する脅威の除去に資することを目的とする。

第二 公告及び指定

一 公告（第三条関係）

国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号、同理事会決議第千三百三十三号その他の政令で定める同理事会決議（第五の二において「第千二百六十七号等決議」という。）によりその財産の凍結等の措置をとるべきこととされている国際テロリストが、同理事会決議第千二百六十七号、同理事会決議第千九百八十八号その他の政令で定める同理事会決議により設置された委員会の作成する名簿に記載されたときは、国家公安委員会は、遅滞なく、その旨、その者の氏名又は名称等を公告するものとする。

二 指定（第四条から第八条まで関係）

1 国家公安委員会は、国際連合安全保障理事会決議第千三百七十三号（以下この1及び第五の二において「第千三百七十三号決議」という。）に定める国際的なテロリズムの行為を防止し、及び抑止するための国際社会の取組に我が国として寄与するため、次の（一）及び（二）のいずれにも該当する者（一により公告された者を除く。）を、第千三百七十三号決議によりその財産の凍結等の措置をとるべきこととされている国際テロリストとして、三年を超えない範囲内で期間を定めて指定するものとする。

（一）外国為替及び外国貿易法第十六条第一項に規定する本邦から外国へ向けた支払をしようとする居

住者若しくは非居住者又は非居住者との間で支払等をしようとする居住者であるとしたならば、第千三百七十三号決議を誠実に履行するため必要があるとして同項の規定により当該支払又は支払等について許可を受ける義務を課せられることとなる者（第千三百七十三号決議によりその財産の凍結等の措置をとるべきこととされている者として現に当該義務を課せられている者を含む。）

（二）次のいずれかに該当する者

（１）公衆等脅迫目的の犯罪行為（公衆等脅迫目的の犯罪行為のための資金等の提供等の処罰に関する法律第一条に規定する公衆等脅迫目的の犯罪行為をいう。以下同じ。）を行い、行おうとし、又は助けたと認められる者であつて、将来更に公衆等脅迫目的の犯罪行為を行い、又は助ける明らかなおそれがあると認めるに足りる十分な理由があるもの

（２）（１）又はこの（２）に該当する者が出資、融資、取引その他の関係を通じてその活動に支配的な影響力を有する者であつて、次のア又はイに掲げる者の区分に応じ、それぞれア又はイに定める要件に該当するもの

ア 自然人 公衆等脅迫目的の犯罪行為を行い、又は助ける明らかなおそれがあると認めるに足

りる十分な理由があること。

イ 法人その他の団体 当該団体の役職員（代表者、主幹者その他いかなる名称であるかを問わず当該団体の事務に従事する者をいう。）又は構成員が当該団体の活動として公衆等脅迫目的の犯罪行為を行い、又は助ける明らかなおそれがあると認めるに足りる十分な理由があること。

（3）第千三百七十三号決議が求める国際テロリストの財産の凍結等の措置に関し、当該措置に係る者の権利利益の保護に留意しつつ国際的なテロリズムの行為の防止及び抑止を図る上で我が国と同等の水準にあると認められる制度を有している国として政令で定めるもののいずれかにより、この法律に相当する当該国の法令に従い、当該措置がとられている者

2 国家公安委員会は、1による指定（以下「指定」という。）をしようとするときは、行政手続法第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

3 国家公安委員会は、指定をするときは、その旨、当該指定に係る者の氏名又は名称、当該指定の有効期間等を公告するものとする。

4 国家公安委員会は、指定を受けた者が引き続き1の要件に該当するときは、三年を超えない範囲内

で期間を定めて、指定の有効期間を延長するものとする。

5 国家公安委員会は、指定を受けた者が次の（一）又は（二）のいずれかに該当するに至ったと認めるときは、その指定を取り消さなければならない。

（一）死亡し、又は解散その他の事由により消滅したとき。

（二）1の要件に該当しなくなったとき。

6 国家公安委員会は、2及び行政手続法第十三条第一項の規定によっては財産の隠匿その他の行為により指定後に第三による措置の確実な実施を図ることが著しく困難となると認めるときは、これらの規定にかかわらず、聴聞又は弁明の機会の付与を行わないで、効力を十五日とする仮指定をすることができる。

7 国家公安委員会は、仮指定をしたときは、公告日から起算して十五日以内に、意見の聴取を行わなければならないこととし、当該意見の聴取の結果、仮指定が不当でないと認めるときは、2及び行政手続法第十三条第一項の規定にかかわらず、聴聞又は弁明の機会の付与を行わないで指定をすることができる。

第三 公告国際テロリストの財産の凍結等の措置

一 規制対象財産等に係る行為の制限（第九条から第十六条まで関係）

1 第二の一により公告された者又は指定（仮指定を含む。）を受けている者（以下「公告国際テロリスト」と総称する。）は、次に掲げる行為をしようとするときは、都道府県公安委員会（以下「公安委員会」という。）の許可を受けなければならない。

（一）金銭、有価証券、貴金属等、土地、建物、自動車（二一において同じ。）その他これらに類する財産として政令で定めるもの（その価額が政令で定める額を超えるものに限る。以下「規制対象財産」という。）の贈与を受けること。

（二）規制対象財産の貸付けを受けること。

（三）規制対象財産（金銭を除く。七（三）において同じ。）の売却、貸付けその他の処分の対価の支払を受けること。

（四）預貯金に係る債務その他の政令で定める金銭債務（七（四）において「預貯金等債務」という。）

（五）の履行を受けること（一）から（三）までに掲げる行為に該当するものを除く。）。

(五) この1(三)及び(四)に係る部分に限る。()により債務の履行を受けることについて許可を受けなければならない金銭債権(以下「特定金銭債権」という。)を譲り渡すこと。

2 公安委員会は、公告国際テロリストから1(一)から(四)までに掲げる行為に係る1の許可の申請があつた場合において、当該申請に係る行為により取得することとなる財産(6(一)において「取得財産」という。)が次の(一)から(四)までのいずれかに該当すると認めるときは、その許可をしなければならない。

(一) 当該公告国際テロリスト及びその者と生計を一にする配偶者その他の親族(その者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者及び当該事情にある者の親族を含む。)の生活のために通常必要とされる費用の支払に充てられること。

(二) 公租公課の支払に充てられること。

(三) この法律の規定による処分その他公権力の行使に当たる行為に係る訴訟に関する費用の支払に充てられること。

(四) (一)から(三)までに掲げるもののほか、公衆等脅迫目的の犯罪行為のために使用されるおそ

れないこと。

3 公安委員会は、公告国際テロリストから1(五)に掲げる行為に係る1の許可の申請があった場合において、当該行為に係る特定金銭債権が当該行為の相手方に対する仮装のものでない債務の履行に充てられると認めるときその他当該行為が1(三)及び(四)に係る部分に限る。)による当該公告国際テロリストに対する行為の制限を免れる目的でされるものでないと認めるときは、その許可をしなければならない。

4 公安委員会は、1の許可に条件を付し、及びこれを変更することができる。

5 公安委員会は、1の許可をしたときは、許可証を交付しなければならない。

6 公安委員会は、1の許可を受けた者について、次の(一)又は(二)のいずれかに該当するときは、その許可を受けた行為をする前に限り、その許可を取り消すものとする。

(一) 当該者に係る取得財産が2(一)から(四)までのいずれにも該当しなくなったと認めるとき。

(二) 偽りその他不正の手段により当該許可を受けたことが判明したとき。

7 何人も、公告国際テロリストを相手方として次の(一)から(五)までに掲げる行為をしてはなら

ない。ただし、その相手方がそれぞれ当該（一）から（五）までに定める行為に係る許可証を提示した場合、この限りでない。

（一）規制対象財産の贈与をすること 1（一）に掲げる行為

（二）規制対象財産の貸付けをすること 1（二）に掲げる行為

（三）規制対象財産の売却、貸付けその他の処分の対価を支払うこと 1（三）に掲げる行為

（四）預貯金等債務の履行をすること（一）から（三）までに掲げる行為に該当するものを除く。）

1（四）に掲げる行為

（五）特定金銭債権を譲り受けること 1（五）に掲げる行為

8 特定金銭債権に対し強制執行による差押命令又は差押処分が発せられた場合において、当該差押えをした債権者（以下この8において「差押債権者」という。）が有する債権が仮装のものであると認められるときその他当該差押債権者が1（三）及び（四）に係る部分に限る。）による公告国際テロリストに対する行為の制限を免れさせる目的で当該差押えをしたと認められるときは、公安委員会は、当該特定金銭債権の債務者に対し、三月を超えない範囲内で期間を定めて、当該差押債権者に対

する当該特定金銭債権に係る金銭の支払をしてはならない旨を命ずることができる。

二 規制対象財産の仮領置（第十七条関係）

1 公告国際テロリストが所持している規制対象財産（土地、建物、自動車その他携帯することができる財産として政令で定めるものを除く。以下この二において同じ。）の一部が、一（一）から一（四）までのいずれにも該当しないと認められるときは、公安委員会は、当該公告国際テロリスト又はこれに代わって当該規制対象財産を管理する者に対し、その該当しない部分の規制対象財産の提出を命じ、提出された規制対象財産を仮領置することができる。

2 1の仮領置に係る規制対象財産を所持していた公告国際テロリストは、当該仮領置をしている公安委員会に対し、その全部又は一部の返還を申請することができる。

3 公安委員会は、2の申請を受けた場合において、公告国際テロリストが所持する規制対象財産の減少その他の1の仮領置をした後の事情の変化により、当該申請に係る規制対象財産の全部又は一部が一（一）から一（四）までのいずれかに該当するに至ったと認めるときは、その該当する部分の規制対象財産を返還しなければならない。

三 財産の凍結等の措置の実施に当たつての配慮等（第十八条から第二十条まで関係）

1 一及び二の措置は、その国民経済に対する影響をできるだけ少ないものとするように留意しつつ、国際的協調の下に、国際的なテロリズムの行為の防止及び抑止の効果が十分に発揮されるように実施しなければならない。

2 公安委員会は、一及び二の措置を実施するため必要があるときは、公告国際テロリストに対し報告若しくは資料の提出を求め、又は警察職員に公告国際テロリストが所有し、若しくは占有する不動産に立ち入らせ、帳簿書類その他必要な物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

第四 その他

一 情報の提供等（第二十一条関係）

公安委員会は、第三の一七に違反し、又は違反するおそれがある事業者その他の関係者に対し、第三の一七による行為の制限に関し必要な情報の提供又は指導若しくは助言をするものとする。

二 公告国際テロリストを相手方とする行為の制限に係る命令（第二十二条関係）

1 第三の一七に違反して一による情報の提供又は指導若しくは助言を受けた者が再び第三の一七に違反した場合において、更に反復して第三の一七に違反するおそれがあると認めるときは、公安委員会は、その者に対し、更に反復して第三の一七に違反する行為をしてはならないことを命ずることができる。

2 1の場合のほか、第三の一七に違反した者が再び第三の一七に違反するおそれがあると認められる場合において、第三の一七による公告国際テロリストを相手方とする行為の制限の確実な実施を図るために必要があると認めるときは、公安委員会は、その者に対し、再び第三の一七に違反する行為をしてはならないことを命ずることができる。

三 その他（第二十三条から第三十二条まで関係）

1 国は、第三の一七による行為の制限又は第三の二一による仮領置により損失を受けた者がいるときは、その損失を受けた者に対して、通常生ずべき損失を補償する。

2 外国為替及び外国貿易法との適用関係その他所要の規定を整備する。

3 罰則について所要の規定を整備する。

第五 施行期日等

一 施行期日（附則第一条関係）

この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

二 この法律の廃止（附則第二条関係）

この法律は、第千二百六十七号等決議（国際テロリストの財産の凍結等の措置に係る部分に限る。）及び第千三百七十三号決議（国際テロリストの財産の凍結等の措置に係る部分に限る。）がいずれもその効力を失ったときは、速やかに、廃止するものとする。